

名古屋観光検定管理運営業務委託 仕様書

1 件名

名古屋観光検定管理運営業務委託

2 概要

名古屋を訪れるビジネス客や観光客に対し、多くの方が積極的に名古屋の観光地やおすすめスポットを紹介することができるよう、市内企業や観光従事者などを主な受検対象者とした「名古屋観光検定」（以下「本事業」とする。）を実施する。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月12日(金)まで

4 運營業務

(1) 検定テキスト作成

名古屋の観光スポットの情報や名古屋の観光に関するトリビア等魅力ある内容を記載した検定テキストを作成する。なお、検定テキストの形態については問わない（冊子・データ等）ものとし、令和7年度のテキストデータは提供する。ただし、テキストを冊子とする場合、配送先は別添1（予定）のとおりとする。

(2) 検定コンテンツの設計及び検定問題の作成

検定問題の形式および内容について、事業者からの提案を踏まえ受託後事務局と協議の上作成にあたること。

ア 業務内容

(ア) 問題内容

- ・問題は基本的に名古屋観光コンベンションビューローが運営する公式WEBサイト「名古屋コンシェルジュ」等、既存の公開情報から出題するものとし、興味をひくよう、ある程度画像をいれること。
- ・検定問題は、初級と上級で内容が異なるものとする。
なお、問題作成において、各所への校正は基本的に受託事業者が行うこと。

【初級】

- a だれでも気軽に受検でき、答えることができる問題とする。
- b 何回も受検できるよう複数問題を用意する。

【上級】

- a 専門的な知識およびトリビア的な問題とする。

(イ) 検定問題数

- 【初級】 15 問程度
- 【上級】 50 問程度

(3) 公式 HP 作成および WEB 検定運営

WEB 上で検定を実施するため、WEB 検定システムを内包した本事業の公式 HP 作成、問題作成、受検者サポート及び保守管理等を行う。

ア 業務内容

(ア) 公式 HP の作成

- ・検定案内、テキストデータ掲載、合格記念品掲載、検定受検、テキストの解説動画のリンクなどを内包した公式 HP を作成すること。
- ・お試し問題または過去の検定問題の掲載をすること。
- ・テキストデータについては、スマートフォンでスクロールした時に見やすいように掲載すること。
- ・HP 閲覧者が受検したくなるような HP の工夫を提案すること。

(イ) WEB 検定システム導入・運用・保守管理、問合せ対応、WEB 決済対応

- ・PC だけでなく、スマートフォンでも受検可能なシステムとすること。
- ・公式 HP と検定システムが同一サイト内である必要性はなく、リンクされていけば可とする。
- ・初級受検は、何度も受検できるようシステムの構築をすること。
- ・団体での受検申し込みを受け付けること。企画提案の際に、団体申し込みの手順や方法等のスキームを明記すること。
- ・受検者が自身の解答と正答を一定期間確認できるシステムを構築すること。

(ウ) 検定受検者の属性分析と受検者アンケート実施、およびアンケート結果分析

(エ) 電子合格証および合格特典グッズ等の送付に関する受検者の情報管理

イ 検定申込期間

令和 8 年 11 月 2 日(月)から最低 1 か月以上の期間を要すること。

ウ 検定実施期間

令和 8 年 12 月 7 日(月)から最低 1 か月以上の期間を要すること。

エ 目標受検者数

10,000 名以上（初級 9,000 名、上級 1,000 名）

※令和 7 年度受検者数 6,366 名（初級 5,710 名、上級 656 名）

オ 検定受検料

【初級】

無料とする。

【上級】

受検者総数の向上のため、合格特典グッズ等充実させるために必要がある場合は有料も可とする。ただし有料の場合、受検料は名古屋観光おもてなし協議会

の収入とする。

なお、受検料相当額を合格特典グッズ等充実させるために活用することを可とし、そのためにかかった費用を請求することができる。

カ 運用開始日

(ア) 公式 HP

令和 8 年 10 月 1 日(木) (予定)

(イ) 申込み受付

令和 8 年 11 月 2 日(月) (予定)

(ウ) WEB 検定システム

令和 8 年 12 月 7 日(月) (予定)

※ただし、11 月 9 日(月) (予定) から事務局が運用テストを行えるようにすること。

(4) 電子合格証の作成、合格記念品の作成と送付および合格特典グッズ等の提案

ア 電子合格証の作成（初級、上級合格者共通）

(ア) 業務内容

a レイアウト等デザイン、文章、素材などの作成

※初級、上級がわかるデザインにすること。

(イ) 規格

a 事業者からの提案を踏まえ受託後事務局と協議の上作成にあたること。

(ウ) デザイン納期限

令和 8 年 9 月 18 日(金) (予定)

a 公式 HP および検定テキストに掲載できるスケジュールで制作すること。

b 納期限後も、事務局との調整により細かな変更は可とする。

イ 合格記念品および特典グッズの作成と送付（上級合格者のみ）

(ア) 合格記念品の作成

a レイアウト等デザイン、素材・文章などの作成

b 初級、上級がわかるデザインとすること。

c 印刷、加工、仕分け、梱包、配送

(参考：ピンバッジ、ステッカー、腕章、合格盾など)

(イ) 合格特典グッズの作成及び送付

全ての上級合格者に送付する合格特典グッズを作成すること。合格特典グッズは、受検者の意欲向上となる魅力のある合格特典グッズにすること。

【参考】・博多はじき、ご当地物産品（令和 7 年度福岡検定）

・鴨川納涼床優待、ホテル優待サービス（令和 7 年度京都観光文化検定）

・文化施設 1 年間観覧パスポート（令和 7 年度金沢検定）

- (ウ) 数量
全上級合格者人数分 ※800～1,000 個程度を想定
- (エ) 送付
 - a 送付元が「名古屋観光おもてなし協議会」とわかるようにすること。
 - b 合格者に対して、合格特典の案内等が記された鑑文を同封すること。
- (オ) デザイン納期限
令和8年9月18日(金) (予定)
 - a プロモーション作成物および公式HPや検定テキストに掲載できるようにすること。
 - b 納期限後も、事務局との調整により細かな変更は可とする。
- (カ) 合格者特典の提案
初級および上級の全ての合格者に対する特典の提案をすること。
【参考】文化施設等入場割引、飲食店割引又は付加サービス等
- (キ) 配送期限
令和9年2月26日(金) (予定)

(5) 協賛獲得

- ア 本事業の拡大や内容の充実を図るため企業等から協賛を獲得して実施に努めること。広告等を掲載する場合は、その内容を事務局と協議のうえ承認を得ること。
- イ 企画提案時に協賛獲得が見込めるスポンサー名を明記すること。
- ウ 協賛収入については、名古屋おもてなし協議会の収入とする。協賛収入相当額を合格特典グッズ等充実させるために活用することを可とし、そのためにかかった費用を請求することができる。
- エ 実際の協賛獲得にあたっては、協賛社の選定や協賛先への訪問等について事務局と協議すること。
- オ 協賛獲得にあたっては、名古屋市広告掲載要綱(別添2)の第4条に準じること。

(6) コールセンターの開設

- ア 業務内容
受検方法、合格記念品や合格特典グッズ配送先変更希望など、本事業に関する問合せに対応するため、問合せ専用電話・アドレスを開設すること。
なお、質問内容がコールセンターでは判断できないものである場合は、随時事務局と協議の上対応すること。
- イ 開設期間
令和8年10月1日(木) (予定) の公式HP運用開始日から検定契約終了日までとする。
※提案の際、年末年始にコールセンターを開設できるか否かを明記すること。

(7) プロモーション

- ア 市内はじめ市外および県外の方々にも宣伝できるプロモーションの方法を提案すること。ただし、ポスター・チラシは作成すること。
- (ア) ポスター：本事業の実施概要、合格者特典、公式 WEB サイトへのリンク URL および二次元バーコードを明記したデザインとする。
サイズは A2、数量は 100 部とする。
- (イ) チラシ：本事業の実施概要、合格者特典、公式 WEB サイトへのリンク URL および二次元バーコードを明記したデザインとする。
サイズは A4、数量は 2,500 部とする。
- イ 検定を通じて名古屋への観光誘客につながるプロモーションが実施できるよう、受託者の持つデータ等を踏まえ、受検者のターゲット層を提案すること。
- ウ 名古屋市内の企業や飲食店等に本事業に協力してもらうためのプロモーションを実施すること。

5 報告書の作成

- (1) 受検者の属性、正答率、申込者数、受検者数、合格者数等を記載した報告書を作成すること。
- (2) 受検者の入金状況、合格記念品や合格特典グッズ発送状況をリスト化すること。

6 作成物に関する権利の帰属

- (1) 本件委託については、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託による成果物（検定テキスト、公式 HP、WEB 検定システム、合格証、記念品等）は、素材等を含めて委託者である事務局に帰属するものとし事務局の承認を得ずに使用したり、他に貸与しないこと。
- (3) 本件委託の履行に伴い発生する成果物内において使用される素材等について、著作権その他の権利等に関して第三者から何らかの申し出がなされた場合は、すべて受託者の責任において対処すること。

7 業務遂行上の留意事項

- (1) 業務の遂行にあたっては、事務局の指揮監督によるものとし、事務局と十分に調整を図り、事務局の了承のもとで業務の遂行にあたること。
- (2) 検討・提案の実施については、事務局と協議、調整を行うこと。
- (3) 仕様に定めのないことは、事務局と協議の上決定すること。
- (4) 下請等が必要な場合については、事務局と協議すること。
- (5) 成果物の完成データ（Adobe illustrator または InDesign データ・PDF データおよび jpeg データ）を電子記録媒体にて提出すること。
- (6) 広報物のデータの第三者への提供について、事務局の指示があった場合は第三者に対してデータの提供をすること。
- (7) 受託者は本業務の遂行にあたり知りえた情報について、本業務の履行の目的以外に

使用してはならない。また事務局の許可を得ることなく第三者に漏洩してはならない。

(8) 本件業務の遂行にあたって疑義が生じた場合は、事務局と十分協議し決定すること。

(9) 妨害又は不当要求に対する届出業務

ア 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、事務局に報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。

イ 受託者がアに規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としてない措置を講じることができる。

(10) この契約による事務の処理の委託を受けた者は、この契約による事務を処理するに当たり、障害のある方に対して、別紙「障害者差別解消に関する特記仕様書」に則った対応を行わなければならない。

(11) 受託者は、本業務を履行するにあたり、別紙「情報取扱注意項目」を遵守しなければならない。本業務を再委託する場合において、再委託に関するすべての責任は受託者が負わなければならない。

(12) 個人情報の取り扱いについては、特に注意すること。

(13) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、別紙「グリーン配送に関する特記仕様書」を遵守すること。

令和 8 年度名古屋観光検定公式テキスト配送予定一覧

(公財) 名古屋観光コンベンションビューロー
観光案内所 3 箇所 (名古屋駅観光案内所、金山観光案内所、オアシス 21i センター)
名古屋商工会議所
名古屋タクシー協会
区役所・支所 22 箇所 (千種区、東区、北区、楠支所、西区、山田支所、中村区、中区、昭和区、瑞穂区、熱田区、中川区、富田支所、港区、南陽支所、南区、守山区、志段味支所、緑区、徳重支所、名東区、天白区)
名古屋城総合事務所
名古屋国際センター
名古屋市市政資料館
二葉館
檀木館
揚輝荘
中部電力 MIRAI TOWER (名古屋テレビ塔)
ノリタケの森
トヨタ産業技術記念館
FUJI なごや科学館 (名古屋市科学館)
名古屋市美術館
名古屋市博物館

しだみ古墳群ミュージアム
名古屋港水族館
中村公園
秀吉清正記念館
徳川園
徳川美術館
オアシス 21 (サイネジ)
大須演芸場
東山動植物園
リニア・鉄道館
レゴランド
市政情報室情報コーナー
やきものワールド
名古屋市役所観光文化交流局観光推進課

名古屋市広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 印刷物、ウェブサイトなど、市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲出し、又は表示する（以下「掲載する」という。）ことをいう。
- (3) 局長 名古屋市事務分掌条例（昭和22年条例第16号）第1条に規定する局及び室、会計室、消防局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、教育委員会事務局、市会事務局の長及び区長をいう。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第3条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 景観又は風致を害するおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行う広告として不適當であると認められるもの

(広告掲載に関する定め)

第5条 局長は、その所管に属する広告媒体に広告掲載を行う場合にあつては、あらかじめ次に掲げる事項を別に定めるものとする。ただし、企画提案型広告については、名古屋市企画提案型広告掲載要綱の定めるところによるものとする。

- (1) 広告媒体の種類
- (2) 広告の範囲
- (3) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間
- (4) 広告掲載料
- (5) 広告の募集方法及び選定方法
- (6) 審査機関
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

(広告掲載に関する審査)

第6条 局長は、広告媒体に掲載する広告の可否等を審査するため、審査機関を設ける。

(その他)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成19年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年9月30日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。